

千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(申請の取下げ)

第2条 要綱第6条の規定により補助金の交付の申請をした者が、要綱第9条第1項の規定による交付の決定の通知を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、別記様式1号の申請取下書を市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月10日から施行する。